○財務省告示第六十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年一月二十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	一億円	九十九円八十七銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十銭
〃	〃	十億円	九十九円九十四銭
〃	〃	四億円	九十九円九十八銭
〃	第三回	七億円	九十六円二十二銭
〃	第四回	五十億円	九十五円三十三銭
〃	〃	二十億円	九十五円四十八銭
〃	〃	十億円	九十五円五十七銭
〃	〃	十億円	九十五円六十五銭
〃	〃	八億円	九十五円六十六銭
〃	〃	三十一億円	九十五円六十七銭
〃	〃	二十二億円	九十五円六十八銭
〃	第五回	四十億円	九十七円十九銭
〃	〃	二億円	九十七円四十三銭
〃	第七回	一億円	九十六円五十三銭
〃	〃	八十五億円	九十六円五十五銭
〃	〃	一億円	九十六円五十八銭
〃	〃	二億円	九十六円五十九銭
〃	第八回	二十億円	九十六円七十銭
〃	〃	二十億円	九十六円八十銭
〃	〃	百十億円	九十六円九十五銭
〃	〃	二十億円	九十七円
〃	〃	五億円	九十七円十銭
〃	〃	十億円	九十七円十銭

○財務省告示第六十九号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年二月二日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第八回	二億円	百円九十九銭
〃	〃	十四億円	百一円三銭
〃	第九回	十五億円	百円三十銭
〃	〃	二億円	百円三十二銭
〃	〃	十五億円	百円三十五銭
〃	〃	十一億円	百円三十八銭
〃	第九回	五億円	九十七円七十九銭
〃	〃	六億円	九十七円八十四銭
〃	第十回	五十億円	九十七円五十九銭
〃	〃	五億円	九十七円六十銭
〃	〃	百億円	九十七円六十四銭
〃	〃	五十億円	九十七円六十五銭
〃	〃	五十億円	九十七円七十銭
〃	〃	二十一億円	九十七円七十五銭
〃	第十三回	五十億円	九十七円九十銭
〃	第十四回	五十億円	九十六円九十銭
〃	〃	五億円	九十六円九十五銭
〃	〃	九億円	九十七円
〃	第十五回	十億円	九十七円七十二銭
〃	〃	二十億円	九十七円八十銭
〃	第十六回	十五億円	九十七円五十銭
〃	〃	十七億円	九十七円五十五銭
合計		一千二億円	